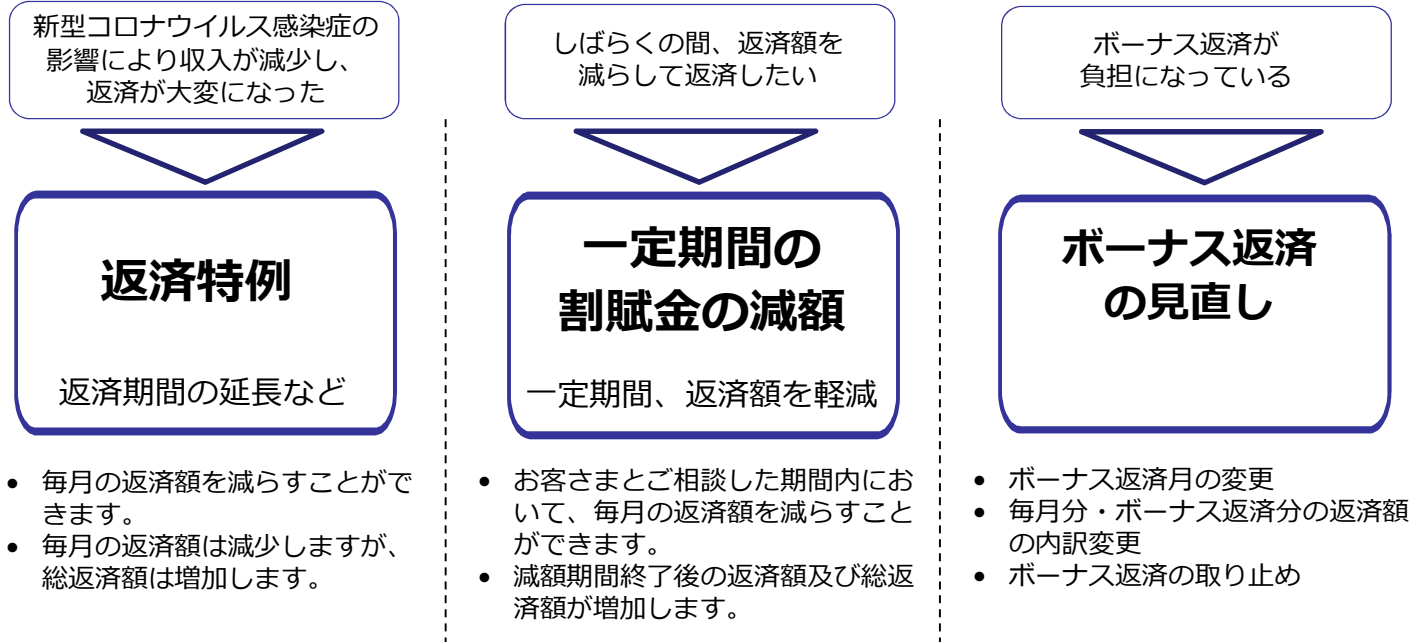


今般の新型コロナウイルス感染症の影響により ご返済が困難になっているお客さまへ

沖縄公庫では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りのお客さまに、引き続き安心して今後のご返済を継続いただくため、返済方法の変更メニューをご用意しています。
(返済方法の変更メニューは、同時に組み合わせることもできます。)



返済特例の概要

対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）

1. 経済事情や病気等^{※1}の事情より返済が困難となっている方
2. 以下の収入基準のいずれかを満たす方
 - (1) 年収が公庫への年間総返済額の4倍以下
 - (2) 月収が世帯人数×64,000円以下
 - (3) 住宅ローン（公庫に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合^{※2}が20%以上

年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

3. 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方

さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した^{※2}方

返済期間の延長^{※3}
(最長15年^{※4}、完済時の年齢上限は80歳)

返済期間の延長^{※3} (最長15年^{※4}、完済時の年齢上限は80歳)
元金据置期間の設定 (最長3年^{※4})

※1 「経済事情」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。
「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の病気による介護などによる減収・支出増が該当します。

$$\frac{(\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額})}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$$

※3 融資の種別、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を超えて延長することをいいます。

※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式によりますが、直近の収入見込み等による審査が可能な場合もございますので、ご相談ください。

※4 過去に返済特例をお受けになられたお客様につきましては、過去に採用された延長期間（元金据置期間）と合わせて最長15年（最長3年）となります。

手続きの流れ

1 ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）または沖縄公庫委託業務班にご相談ください。

- ◆ お客さまの状況、ご希望についてご相談ください。
- ◆ おすすめの返済方法変更メニューをご提案し、返済予定額をご説明します。
- ◆ 返済方法変更の申請・契約に必要な書類等の説明を受けてください。

2 ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）に返済方法変更の申請をしていただきます。

- ◆ ご提出いただく書類
 - ・ 申請書
 - ・ ご本人（連帯債務者を含む。）の前年及び前々年の公的な収入証明書（ご提出が難しい場合は、ご相談ください。）
 - ・ その他金融機関から提出をお願いする書類

3 金融機関と公庫で、適用が可能かどうかの審査をいたします。その結果を金融機関よりご連絡いたします。

- ◆ この審査は一定の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

4 （適用が可能である場合）返済方法変更の契約を締結します。

- ◆ ご提出いただく書類
 - ・ 金銭消費貸借契約の変更契約証書
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ その他金融機関から提出をお願いする書類

ご注意

- 返済方法変更のご利用に当たっては、返済方法変更中及び変更期間終了後についてご返済の継続が可能であることを確認させていただきます。
審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 返済期間の延長につきましては、毎月の返済額が少なくなることにより毎回のご返済の負担は軽減されます。しかしながら、返済期間を延長することにより利息負担額が増加し、その結果、総返済額は増加します。そのため、返済期間の延長を行った後に、お客さまのライフサイクルに応じて家計にゆとりができた場合などには、いったん延長した返済期間を短縮することで、総返済額を抑えることができます。
詳しくは、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にお申し出ください。

<参考> 公庫への返済の他にも返済を抱え、お困りの方へ

公庫の返済方法の変更を行っても、他にも返済を抱え返済の継続が難しいと思われる方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則※の適用について、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にご相談ください。

※ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則とは、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により住宅ローン以外の債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的とするものです。詳しくは、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にご相談ください。